

## 対馬整形外科 行動計画

仕事と子育てを両立させる事が出来るよう職員を支援し、すべての職員がその能力を十分に発揮し、また安心して勤務および子育てが出来るような環境づくりをする為、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 目標及び対策

【目標①】 法律や就業規則等に定める出産から子育て期間における諸制度の周知と理解を深め、それら諸制度の活用を促進する。

○ 対策 令和6年4月～

- ・ 出産から小学校就学前までにおける、各法律（労働基準法、健康保険法、雇用保険、育児・介護休業法等）に定める諸制度や法改正の内容、就業規則上の諸制度の概要やその流れ等の情報提供を行い、理解・周知を図る。
- ・ 就業規則の見直しを行い、内容の充実を図る。
- ・ 諸制度を利用する本人以外の職員の理解・協力を得る為に、情報提供等の対象は全職員とし、啓蒙活動を行う。

【目標②】 法律を上回る取扱いについての導入の検討

○ 対策 令和6年6月～

- ・ 子の看護休暇の中抜け等、法律を上回る取扱いについて育児を行う職員の利用状況等をみつつ導入を検討。

【目標③】 相談体制の整備

○ 対策 令和6年4月～

- ・ 諸制度に関して相談できる体制を整備する事とし、諸制度に関する相談受付担当責任者や相談受付時のフローを定める。
- ・ 専門有資格者（社会保険労務士）による助言・指導を得つつ、諸制度を利用しやすい環境を整える。
- ・ 相談体制が整備された段階で、全職員へ周知を図る。